

令和 2 年 5 月 7 日

学童クラブ保護者を雇用する事業者 各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

緊急事態宣言中の学童クラブの対応に伴う協力要請について

日々、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、学童クラブを利用する従業員を雇用する事業者の皆様におかれましても、働き方等に対策を講じられており、感染拡大防止に最大限努めていただいていることと存じます。

現在、多摩市では、国の緊急事態宣言を受け、学童クラブについて、下記の通り対応することとし、保護者の方にも登所の自粛をお願いしています。事業者の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、また、学童クラブ現場で働く職員を守るためにご協力お願い申し上げます。

記

1 方針

- (1) 医療、交通、金融、社会福祉等に従事する保護者及び緊急事態措置によって休業要請される業種以外に勤める保護者もいることから、一律の休所要請は行いません。
- (2) 学童クラブ自体が集団生活を行う、いわゆる 3 密にあたる空間であることから、学童クラブ職員及び通所する児童の罹患リスクを減らすため、さらに預かりの規模を縮小して実施いたします。

2 要請内容

- (1) 各学童クラブ運営事業者に対して
集団感染を防止する観点から、交代勤務をするなどリスクを減らしての運営を検討するよう要請し、育成する側の密を減らすことによる更なる感染症対策を行っています。
- (2) 学童クラブを利用する保護者に対して
原則として、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに両親共に従事している等、仕事を休むことが困難な方以外は、登所を控えていただくよう登所の自粛をお願いしています。

3 協力のお願い

多摩市としては、市民生活を崩壊させないために学童クラブでの育成が必要だと認識していますが、育成現場の疲弊や児童の罹患リスクを最大限に抑え、少なくとも緊急事態宣言が延長された 5 月 31 日までは学童クラブ事業の規模の縮小を最大限行いたいと考えています。登所する児童が減れば出勤する職員も少なくなり、緊急事態宣言中の育成事業継続の見通しも立てられ、登所している児童に関しても罹患リスクを下げることができます。事業者の皆様におかれましてはこの感染症拡大の局面を乗り切るため、5 月 31 日まで、市内の学童クラブに在籍する児童の保護者の勤務について、休暇の取得等ができるよう特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

【 問い合わせ先 】 多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL : 042-338-6884 FAX : 042-372-7988